

居宅介護支援重要事項説明書

1 サービスの相談窓口

電話番号	〈0942〉23-1214
窓口担当者	大澄 博之

2 事業所の概要

(1) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人 三井会 ケアプランサービスくましろ
所在地	福岡県久留米市北野町中川900-1
事業者指定番号	4077600031
サービス提供地域	久留米市・三井郡・うきは市・小郡市・朝倉市・朝倉郡

*上記地域以外でも対応する場合があります。ご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	専従	兼任	計	業務内容
管理者	名	1名	1名	連絡調整・管理
介護支援専門員	5名	1名	6名	介護サービス計画作成

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
月～土	8:30～17:30
営業しない日	日曜日・12月31日～1月3日

※当事業所は24時間連絡が取れる体制になっています。

◆緊急連絡先 0942-23-1214

3 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 給付管理表の作成

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて下記の利用料を支払い、支援事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日各市町村の窓口に出すと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

(指定居宅介護支援給付費)

介護保険上の告示上の額 ※別紙1「利用料金表」参照

(2) 交通費

居宅介護支援のサービス提供にあたっては、交通費はいただきません。

(3) キャンセル料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 料金のお支払い方法

毎月、10日前後までに前月分の請求をいたしますので、月末日までに下記口座に振込送金してお支払い下さい。

西日本シティ銀行 小郡支店

普通預金口座 (口座番号 1261718)

口座名義 (医)三井会 理事長 神代弘道

お支払いいただきますと領収書を発行します。

5 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

本事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を的確に把握し、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を念頭に置き、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、利用者の選択に基づいて、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供され、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行う。

(2) 運営方針

提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。又、事業の運営にあたっては、久留米市、福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部及び他の指定居宅介護支援事業所、居宅介護サービス事業所、介護保険施設等との連携に努める。

※なお、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

(別紙2「当事業所におけるケアプランの利用状況について」参照)

※虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的実施
 - ② 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ④ その他、虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所において上記の措置を適切に実施するための担当者は、管理者とします。
- (3) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

※身体的拘束等の適正化のための規定について

事業者は、利用者の身体的拘束等の適正化のため次のことが規定されています。

- ① 利用者又はほかの利用者の等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

※ハラスメント防止のための措置

事業所は、従業員の尊厳と人格を不当に侵害するハラスメント行為を防止し、従業員が安心して働くことのできる職場環境を構築するため次の措置を講ずるものとします。

- ① ハラスメント発生時対応の整備
- ② 従業員に対する研修と職場での話し合いの場の設置、定期的な開催
- ③ ハラスメントの状況把握、相談・報告体制の構築
- ④ その他、ハラスメント防止のために必要な措置

※業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- ① 介護支援専門員への業務継続計画の周知、必要な研修及び訓練を定期的実施
- ② 定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じ業務継続計画を変更

※感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的実施
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施

(3) その他

事 項	内 容
アセスメント（評価）の方法	ガイドライン方式による
職員研修の有無	技術研修を実施しています

6 サービス利用に関する留意事項

(1) 利用者及び利用者の家族等の禁止事項

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける・叩く・蹴る・噛みつく・唾を吐く など
- ② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）
例：大声を発する・怒鳴る・特定の職員に嫌がらせをする
・威圧的な態度で文句を言い続ける
・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する など
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント
(意に添わない性的な誘いかけ・好意的な態度の要求等・性的嫌がらせ行為)

ア 対価型

職員の意に反する性的な言動に対するその職員の対応を理由に、事業所に対して不利益な対応をされる場合

例：性的な関係を要求する

- ・拒否されたことに事実と異なる内容を周囲に話す
- ・悪い風評を流す
- ・応じなければ契約を解除する等の脅迫行為を行う など

イ 環境型

職員の意に反する性的な言動によりその職員の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、当該職員が就業する上で看過できない支障が生じる場合

(性的な関心、欲求に起因するもの)

例：スリーサイズを質問する等、身体的特徴を話題にする

- ・聞くに堪えない卑猥な冗談を言う
- ・体調が悪そうな女性に「今日は生理か」「もう更年期か」など言う
- ・「結婚はまだか」「子供はまだか」と執拗に尋ねる
- ・性的な噂をしたり、性的なからかいの対象にする
- ・卑猥な写真や記事等をわざと見せる、読み上げる、話題にする
- ・身体を執拗に眺めまわす
- ・食事、酒宴、デート等にしつこく誘う
- ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・メールを送ったりする
- ・身体に不必要な接触する など

(性別により差別しようとする意識等に基づくもの)

例：「女に仕事は任せられない」、「女みたいな考え方するな」、「もう少し女らしい服装をしたらどうか」、「女なのに気が利かない」、「男のくせに根性がない」などと言う。

- ・女性に対して、幼児に対する話し言葉で話しかける など

(2) サービス契約の終了

事業者は、次の場合には、サービス契約を解除することができる。

- ① 利用者または利用者の家族等から職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

(3) 各担当者との会議等について

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ② 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

7 利用者の方へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

8 サービス内容に関する苦情の連絡先

当事業所お客様相談窓口	ケアプランサービスくましろ〈0942〉23-1214 担当者：大澄 博之
久留米市役所 介護保険課	電話 (0942) 30-9247 FAX (0942) 36-6845 対応時間 平日(月～金) 8:30～17:15
福岡県介護保険広域連合 うきは・大刀洗支部	電話 (0943) 74-5355 FAX (0943) 74-5353 対応時間 平日(月～金) 8:30～17:00
小郡市役所 介護保険課	電話 (0942) -72-2111 FAX (0942) -73-4466 対応時間 平日(月～金) 8:30～17:00
福岡県国民健康保険団体連合会	電話 (092) -642-7859 FAX (092) -642-7857 対応時間 平日(月～金) 9:00～17:00
担当窓口 ()	電話 () - - FAX () - - 対応時間 平日(月～金) : ~ :

9 支援事業者(本社)の概要

名称・法人種別	医療法人 三井会 神代病院
代表者名	神代 弘道
本社所在地・連絡先	(住所) 福岡県久留米市北野町中川900-1 (電話) 0942-78-3177 (FAX) 0942-78-3918

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<支援事業者>

住 所 福岡県久留米市北野町中川900-1
名 称 医療法人 三井会 ケアプランサービスくましろ
代表者名 神代弘道 印
(指定番号 4077600031)

<説明者>

所 属 ケアプランサービスくましろ
氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、支援事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所 _____
氏 名 _____ 印

<家族・代理人>

住 所 _____
氏 名 _____ 続柄 _____ 印